

(案)

委 託 契 約 書

- | | |
|-------------|---|
| 1 委託業務の名称 | 令和8年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務 |
| 2 履 行 期 間 | 令和8年 月 日から 令和8年12月10日まで |
| 3 委託業務の場所 | 岩手県二戸市地内 |
| 4 委 託 料 | 金 〇〇〇 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 〇〇 円) |
| 5 契 約 保 証 金 | 金 〇〇 円又は免除 |

岩手県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、上記の委託業務について、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を順守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（実施に関する指示）

第2条 発注者は、その意図する成果物を完成させるために、受注者に対し、業務の履行に関して、その作業に立ち会い、又は必要な事項を指示することができる。

2 受注者は、業務の履行に関し、必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。

3 受注者は、業務の管理をつかさどる業務責任者を定め、この契約締結後5日以内に業務責任者届出書（様式第1号）により発注者に届け出なければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

（業務計画書の提出）

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に仕様書に基づく業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の承認手続）

第5条 受注者は、委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、再委託の承認を受けようとするときは、再委託申請書（様式第2号）を発注者に提出しなければならない。

（仕様書等の変更、業務の中止等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、

業務の仕様書等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要と認められる場合は、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者は委託料について必要と認められる変更を行うとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

(一般的損害)

第8条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を業務完了報告書(様式第3号)により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、受注者が前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 受注者は、前条第2項(前条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、請求書(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第12条 発注者は、必要があると認められる場合は、委託料の9割以内を前金払することがある。

- 2 受注者は、前金払を請求しようとするときは、前金払請求書(様式第5号)を発注者に提出するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセント

の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第 14 条 発注者は、受注者が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。
(発注者の催告による解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託料の 100 分の 5

に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 15 条及び前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項及び前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 18 条 発注者は、第 15 条及び第 16 条に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第 19 条 発注者は、第 15 条及び第 16 条の規定によりこの契約を解除した場合において、第 17 条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

（受注者の解除権）

第 20 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 6 条の規定により仕様書を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 6 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除に伴う委託料の返還）

第 21 条 受注者は、第 15 条及び第 16 条並びに第 18 条第 1 項の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した延納利息を発注者に支払わなければならない。

（不当介入に対する措置）

第 22 条 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(秘密の保持)

第 23 条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 24 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名押印し、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達増 拓也 ⑩

受注者 ⑩

(様式第 1 号)

業務責任者届出書

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住 所
氏 名

次のとおり業務責任者を定めたので、届け出ます。

委託業務名	令和 8 年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務	
委 託 料	金	円
契約年月日	年 月 日	
業務の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
業務責任者	職 氏名	

(注) 1 経歴書を添付のこと。

(様式第2号)

再委託申請書

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住 所
氏 名

年 月 日付け契約の令和8年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条の規定により申請します。

記

1 再委託先の氏名、住所

2 再委託の内容

3 再委託の理由

(注) 再委託先のパンフレット等を添付のこと。

(様式第3号)

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 完 了 報 告 書

年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務は、年 月 日をもって完了したので、契約書第10条第1項に基づき報告します。

記

- 1 委託業務の名称 令和8年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務
- 2 履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 委託業務の場所
- 4 委 託 料 円

(注) 仕様書に基づく成果品を添付する。

(様式第 4 号)

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

請 求 書

次のとおり委託料の支払いを請求します。

請 求 金 額	円
委 託 業 務 の 名 称	令和 8 年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務
委 託 業 務 の 場 所	
委 託 料	円

前回までの受領済額の内訳

前 金 払	円		円
-------	---	--	---

振込金融機関 名称 本店・支店 口座番号 普通・当座

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 金 払 請 求 書

年 月 日付けで契約を締結した令和 8 年度ドローンによる松くい虫被害木航空調査委託業務について、委託料の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 前金払請求金額

委託契約額	前回までの受領済額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

2 前金払を必要とする理由

3 資金計画書（必要経費の内訳）

4 振込金融機関 名 称 支店・本店
口座番号 普通・当座

（注） 3 の資金計画書は、作成した場合に記入、添付する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」

という。)を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複製又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複製又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。
(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。